

④第一次健診検査項目について

	平成29年度 (変更前)	平成30年度 (変更後)
1. 問診・診察 *30歳と35歳以上の健診受検者を対象。	・特定健診の標準的な質問票に組合独自の質問内容を付加（健康調査票のとおり）	・特定健診の標準的な質問票に準ずる。（No.13の「1年間の体重変化を削除、歯科口腔保健を追加等）
2 ①脂質代謝 *基本・総合・特定健診が対象。（但し、基本・特定健診は総コレステロールを除く） ②糖代謝系 *基本・総合・特定健診が対象。但し、基本・特定健診は・HbA1cを除く） ③肝臓・胆道系 *総合健診が対象	・総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール	・総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール に加え non-HDLコレステロール
	・空腹時血糖・HbA1c	・空腹時血糖又は 随時血糖 ・HbA1c
	・GOT・GPT・ γ -GTP・ALP・ZTT・TTT・血清総蛋白・アルブミン・A/G比	・GOT・GPT・ γ -GTP・ALP・ZTT・TTT・血清総蛋白・アルブミン・A/G比 ※ZTT・TTTを削除
3. 乳房検査 *総合・特定健診が対象	・視触診について原則実施	・視触診について原則実施しない

※詳細は別表（1）の第一次健診実施検査項目表のとおりとなります。

⑤特定健診における詳細な健診項目の変更について

●血清クレアチニン検査の追加

当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖検査が保健指導判定以上の方のうち、医師が必要と認める場合に実施。

●心電図検査の基準変更

当該年度の健診結果等において、血圧が受診勧奨判定値以上の方又は問診等で不整脈が疑われる方のうち、医師が必要と認める場合に実施。
特定健診当日に実施した場合、詳細健診とみなされます。

●眼底検査の基準変更

当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖検査が受診勧奨判定値以上の方のうち、医師が必要と認める場合に実施。
特定健診当日から1ヶ月以内に実施した場合、詳細健診とみなされます。

※平成30年度は第3期の基準には該当しないものの第2期までの基準で対象となる方も、心電図検査／眼底検査を実施できるよう経過措置をおかれています。

⑥特定保健指導の実施方法の変更について

●健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善されました。

健診当日に健診結果が揃わない場合でも、初回面接の分割実施が可能となりましたので、当組合でも契約健診機関において実施可能といたします。

●実績評価の実施時期の見直されました。

初回面接から実績評価を実施する時期の最低基準が6ヶ月経過後から3ヶ月経過後となりました。

積極的支援の場合は、3ヶ月以上の継続的な支援（180ポイント以上）終了後に実績評価を行うことで対象となります。

※当組合では原則従来通り6ヶ月を基準としますが該当された方のニーズなどに合わせ対応ができる場合は変更も可能とします。

平成30年度健康診断の実施対象者と第一次健診実施検査項目表

別表(1)

1. 実施対象者

健診名	対象者	一部負担金	備考
1 総合健診	満30歳と満35歳以上の被保険者及び被扶養者	8,000円	年齢により1~4の健診を1つ選択
2 基本健診	満35歳未満(満30歳除く)の被保険者及び被扶養者	3,000円	
3 特定健診	満40歳以上の被扶養者	無料	
4 人間ドック	満35歳以上の被保険者及び被扶養者	補助限度額 入院 20,000円 外来 10,000円	
5 歯科健診	被保険者及び被扶養者	500円	

※年齢制限の基準は毎年度4/1から翌年3/31までとします

2. 第一次健診実施検査項目表

検査項目	当健康保険組合				高医法	労安法
	総合健診 *1		基本健診 *2	特定健診 *3		
	男子	女子				
1 問診・診察						
(1) 既往歴調査						
(2) 業務歴調査	○	○	○	○	○	○
(3) 自覚症状の有無検査						
(4) 他覚症状の有無検査						
2 身体計測						
(1) 身長	○	○	○	○	○	○
(2) 体重	○	○	○	○	○	○
(3) 体脂肪率	○	○				
(4) 腹囲	○	○	○	○	○	
3 視聴覚検査						
(1) 視力	○	○	○			○
(2) 聴力	○	○	○			
4 血圧測定	○	○	○	○	○	○
5 肝・胆道系検査						
(1) AST (GOT)	○	○	○	○	○	
(2) ALT (GPT)	○	○	○	○	○	
(3) γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	○	○	
(4) ALP	○	○				
(5) 総蛋白	○	○				
(6) アルブミン	○	○				
(7) A/G比	○	○				
6 血中脂質検査						
(1) 総コレステロール	○	○	○	○	○	
(2) 中性脂肪	○	○	○	○	○	
(3) HDL-コレステロール	○	○	○	○	○	
(4) LDL-コレステロール	○	○	○	○	●	
(5) Non-HDLコレステロール	○	○	○	○	●	

検査項目	当健康保険組合				高医法	労安法
	総合健診 *1		基本健診 *2	特定健診 *3		
	男子	女子				
7 糖代謝検査						
(1) 空腹時血糖	○	○	○	○	◎	
(2) ヘモグロビンA1c	○	○			◎	
(3) 随時血糖	△	△	△	△	■	
8 尿検査						
(1) 糖	○	○	○	○	○	○
(2) 蛋白	○	○	○	○	○	○
(3) 潜血	○	○	○			
9 腎機能系検査						
(1) 尿素窒素	○	○				
(2) 血清クレアチニン	○	○				
(3) 尿酸	○	○				
10 膵臓検査						
(1) 血清アミラーゼ	○	○				
11 血液系検査						
(1) 白血球数	○	○				
(2) 赤血球数	○	○	○			
(3) 血色素量	○	○	○			
(4) ヘマトクリット値	○	○				
12 眼底カメラ検査	○	○				
13 心電図検査	○	○	○			
14 胸部X線検査						
(1) (2方向)	○					
(2) (正面)		○				
喀痰細胞診						
15 消化器X線検査	○	○				
(内視鏡への切り替えも可)						
16 腹部超音波検査	○	○				
17 便潜血(免疫学的検査-2回法)	○	○				
18 婦人科検査						
(1) 乳房検査						
(7) マンモグラフィ					○	
(4) 超音波検査						○
(2) 子宮検査					○	
実施検査項目数	39	41	21	15~17	14	6

(1) 平成30年度における当組合の健診の主な変更点

- ①問診時の特定健診標準的な質問票の一部見直し
- ②肝・胆道系検査のZTTとTTTを削除
- ③血中脂質検査にNon-HDLコレステロールを加える
- ④糖代謝検査の血糖検査は空腹時血糖をやむを得ず実施できない場合は随時血糖(△)により行うこととする
- ⑤乳房検査の視触診については原則廃止とする

(2) 「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査の詳細検査は医師の判断により次の項目を実施します

- ①赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・心電図検査・眼底カメラ・血清クレアチニン
- ※1. 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロール(●)に代えてNon-HDLコレステロール(●)≪総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの≫で評価を行うことができる
- ※2. 空腹時血糖(◎)とヘモグロビンA1c(◎)はいずれかを実施
- ※3. やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖(■)により血糖検査を行うことができる

(3) 「労働安全衛生法」の定期健診における省略可能な検査項目(医師の判断による)

- ①身長は20歳以上省略可
- ②腹囲は次の(7)~(イ)に該当する場合は省略可
 - (7) 40歳未満(35歳除く)
 - (イ) 妊娠中の女性その他の場合であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合
 - (ウ) BMI(体重(kg)÷身長(m)²)が20未満の場合
 - (イ) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した場合(BMIが22未満の場合に限る)
- ③聴力は45歳未満(35歳除く)の場合はオージオメータ以外の方法で実施可
- ④次の検査項目は40歳未満(35歳除く)は省略可
 - (7) AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・赤血球数・血色素量・心電図検査
 - (イ) 糖代謝検査は空腹時血糖と随時血糖のいずれかを実施。なお、ヘモグロビンA1cは医師が認めた場合に行うことが望ましい
- ⑤胸部X線検査は40歳未満(20歳・25歳・30歳及び35歳除く)で次の(7)及び(イ)のどちらにも該当しない方については医師が必要でないと認めるときは省略可
 - (7) 感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている学校・医療機関 社会福祉施設等の労働者
 - (イ) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
- ⑥喀痰検査は次の(7)(イ)に該当する場合は省略可
 - (7) 胸部X線検査で所見のない場合は省略可
 - (イ) (3)の⑤に該当する場合は省略可